

Legal networks

2015.07

今月のトピックス

労働基準法の改正(平成28年4月)
厚生年金・健康保険被保険者の適用
拡大(平成28年10月)
7月の労務スケジュール

労働基準法の改正(平成28年4月)

来年、平成28年4月1日に労働基準法の改正があります(一部のは平成31年4月施行)。頻繁に改正の行われることのない労基法の改正ですので、私どもにとりましてインパクト大です。主なものをいくつか挙げてみます。

中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し
月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率50%は、現行では中小企業には適用猶予されていましたが、この猶予措置が廃止になります。(これに関してのみ施行日が平成31年4月と、3年先の話です。)

一定日数の年次有給休暇の確実な取得
使用者は10日以上の有休付与者に、5日について時季指定して有休を与えなければなりません。(ただし、労働者が時季指定した場合や計画的付与がなされた場合、それらの日数分については時季指定は要しない。)

フレックスタイム制の見直し
フレックスタイム制の「精算期間」の上限が1ヶ月から最長で3ヶ月に延長になります。

特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設
職務の範囲が明確で少なくとも1,000万円以上の年収を有する労働者が高度の専門的知識を必要とする業務に就く場合に、健康確保措置を講じること、本人の同意や委員会の決議などを要件として、労働時間・休日・深夜の割増賃金の適用を除外することが可能になります。

上記、初めの2項目は貴社にとっても実務上特に、大きく関わってくるのではないのでしょうか？
は働き過ぎ防止・長時間労働抑制のための施策です。特に近年増加している脳・心臓疾患、うつ病などの労災認定の認定基準に、直近の労働時間数が判断のうちのひとつとされることなどが今回の改正に関係していると言えると思います。
は有給休暇の運用についてこれまで以上に難しいものになってしまうかもしれませんが、まず今できることとして、現在の各従業員さんの有給休暇取得状況をしっかり把握し、日数管理・取得時申請方法などを再確認しておいてはいかがでしょうか。

参考:厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000075867.html>

7月の労務スケジュール

- 労務** 7/1~7/31 6月分の社会保険料の納付
- 労務** 6/1~7/10 労働保険の年度更新 申告・納付
- 労務** 7/1~7/10 社会保険算定届の提出
- 労務** 賞与支給日から5日以内 賞与支払届の提出
- 税務** 7/1~7/10 6月分の源泉徴収所得税・特別徴収住民税額の納付

厚生年金・健康保険被保険者の適用拡大(平成28年10月)

事業主の皆さまへ
日本年金機構からのお知らせ

厚生年金保険法の改正により、次に示す5つの条件を満たす短時間労働者については、平成28年10月から厚生年金・健康保険の適用拡大が行われます。

適用拡大の5要件

- 501人以上の企業に勤めていること
- 週の所定労働時間が20時間以上あること
- 賃金の月額が8.8万円(年収106万円)以上であること
- 勤務期間が1年以上見込まれること
- 学生でないこと

上記の条件にすべて該当していることについては、厚生労働省で厚生年金保険の適用拡大に関するガイドラインが示されていますが、その際は、届出の労働者を決定していただく際に、届出の労働者であるか、届出の労働者の所属する事業所が適用拡大の対象となる事業所であるかを確認する必要があります。

501人以上の企業に勤めていること等の確認

- 法人番号(法人) …… 法人番号(法人番号) 法人
- 個人事業主 …… 個人事業主(個人事業主) 個人事業主
- 地方公共団体 …… 各地方公共団体(地方公共団体) 各地方公共団体
- 学生 …… 学生(学生) 学生

会社法人等番号などのご確認をお願いします

上記のことなどから、「労働者側の会社法人等番号」、「個人・法人等番号」、「本・支店区分」、「内・外国区分」(以下「会社法人等番号等」といふ。)を確認する必要があります。平成27年度の算定基礎届(労務届)に日本年金機構が把握している会社法人等番号等と一致しない場合は、労務届内容をご確認ください。届出内容に誤りがある場合は、「労務届」に必要事項を記入してください。

【会社法人等番号の確認・訂正を行う必要がある場合】

法人(個人) 届出労働者の会社法人等番号が確定できるまでご一考願ひしていただき、届出、変更届(届出時)・訂正届(届出時)を提出し、届出労働者側に届出済と記載されている場合は、届出訂正届を提出する必要があります。

※ 届出労働者番号が確定できない場合は、届出労働者番号が確定できるまでの間はご一考願ひしていただき、届出訂正届を提出する必要があります。

※ 届出労働者番号が確定できない場合は、届出労働者番号が確定できるまでの間はご一考願ひしていただき、届出訂正届を提出する必要があります。

日本年金機構

今年の算定基礎届の入っていた年金機構から届く封筒の中に、このようなリーフレットが入っていたのをお気づきになられたでしょうか？
どのようなことが書かれていたのが簡単にまとめてみます。

~平成28年10月から厚生年金・健康保険被保険者の適用範囲が拡大されます~
＜適用拡大の5要件＞

- 501人以上の企業に勤めていること
- 週の所定労働時間が20時間以上あること
- 賃金の月額が8.8万円(年収106万円)以上であること
- 勤務期間が1年以上見込まれること
- 学生でないこと

現行では、週30時間以上(通常の労働者の4分の3以上)の所定労働時間で社会保険が適用になりますが、来年10月から企業規模を限定して適用範囲が広がります。

現在の基準で社会保険の適用者になっている者の数が501人以上の企業が対象です。
法人登記単位で501人のカウントをするため、今回提出するの算定基礎届に「会社法人等番号」の確認の欄があります。届出書作成の際に、弊社から貴社へ会社法人等を確認をさせていただく場合がございますので、ご協力お願いいたします。

参考: http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutokatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000058100.pdf

~編集後記~

6月は労働保険年度更新・社会保険算定基礎届、賞与計算など、とても忙しくお仕事をさせていただきました。昨年と違うのは、手続きを電子申請による方法に少しずつ変えている点で、官公署へ直接出向くということは減りました。しかし、電子申請といっても基本、やっていることはそれほど今までと変わりません。手続き内容をPC画面上だけでみていると間違いを見落としがちなので、一度紙に出力してから赤ペンで✓をつけたり、ほかのスタッフにダブルチェックを受けたりします。やっぱりどこかアナログですよね。
(スタッフ菊地)



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F
TEL:03-6328-2239
<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>